	会	議	禄
会議名	第 10 回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会		
日 時	平成 29 年 5 月 18 日 (水) 17:00~19:00		
場所	市貝町役場 2 階大会議室		
出席者	部会員 15 名 事務局 3 名		
傍聴可否	可	傍 聴 者	0名
会議次第	<ol> <li>開会</li> <li>部会長あいさつ</li> <li>議題         <ol> <li>意見募集の結果について</li> <li>逐条解説(案)の検討について</li> <li>自治基本条例フォーラム第2部パネルディスカッションのテーマについて</li> <li>次回(6/28(木)第10回作業部会)の議題について</li> </ol> </li> <li>その他</li> <li>閉会</li> </ol>		

## 会 議 内 容

### 1 開会

### 2 部会長あいさつ

丁寧に条文を作ってきまして、議員の皆様にご理解いただき、住民の方にも働きをかけ、6/3 に自治基本条例フォーラムを実施する流れになり、柔軟にしっかり意見を聞いて進めていきたい。自治基本条例という大事なところに学生がたくさん集まり議論できる場として貴重な機会となり嬉しく思います。

#### 3 議題

# (1) 意見募集の結果について

部会長 前文1として、何十年も続くものであり、真岡市の条文前文も参考にし、解説のなかで例示として設けていた。慎重姿勢で最高法規だとかは前文には記載していない。 真岡市の先例は参考になるが読みやすさということも重要である。

**部会員 a** 確かに真岡市は大変参考になるが、市貝町は、堅苦しくない言葉で条文をまとめていこうと決めていた。

部会長 | 堅苦しい文章になりがちなところは、解説のなかで進めていきたい。

第1条では前回も検討したが、振興計画が作られていることを踏まえ作られている。 素案については、義務付けるのを避け、みんなで自主的なことを打ち出していくよう ににじませている。

第2項についての住民の定義についても議論してきた内容になりますが、市貝町に住んでいない人も含めてと対応してきた。

第2章の権利と責任の使い方についても慎重に行っていかなければならない。弱い表現である責任という言葉を用い、債務という言葉は金銭的なイメージもあるので無理なく使わない方向で進めていく。

部会長

第5条第1項第3号についての町民の定義も今まで議論してきた。

第5条第1項第5号について、大切なものを作りあげていくときは、市貝町に住んでいない方にも関わっていけるよう明記していく必要はある。

第7条第2項について議員は住民の代表者という明記で進めていく。

第7条全般としても事務局でも検討してきた内容である。

第8条第5項にあるように、町の行政に携わる職員は、町の奉仕者として職務に専念すると明記している。

第12条第2項について前回も検討してきた内容である。

第13条では、議会の位置づけとして、条文に記載している通りで進めていきたい。 第16条についてもいままで議論してきた内容です。

第17条の第2項の住民投票については、合併の問題など大きな方向性を変えるものもでてくる。見直しという感覚を決めてこなかった。

部会員 b

第17条4項にあるように、住民投票の実施に関して必要な事項は、事案ごとに別の 条例で定めていくということでいいのでないか。

部会長

間隔ごとの見直しでなく、事案ごとに別の条例を定め決めていくことにしていく。

事務局

住民投票の件で、条文では詳しく常設型か個別設置型か明らかにしていなく、住民の 方から問い合わせがあったが、常設型ではなく、住民投票の要望があったときは、そ の都度、議決を得て条例の制定を行い実践していくことになると考えている。

部会長

ここは重要なことではあり、住民投票での常設型というのは、常に住民投票を実施し しようと思えば実施できるということである。住民投票を実施するたび条例設定を行 い実施していくのが個別設置型である。私の理解は常設型の住民投票である。一定の 署名を集めて町長に対して住民投票を行えば、住民投票を実施しなければならない。 わかりやすく進めていくことで常設型という言葉を抜かして条文を作成していた。

事務局

| 必要な事項は別の事案ごとに別の条例を定めることは議案の議決を回すことになる。

部会長

全体を見回すと常設型ではないか。第17条第4項は、住民投票に向けて実施するという前提で必要な事項を条例の設置でカバーしていくという考えである。実際の住民投票にするかどうかを決めていくのが、第4項の内容になる。あくまでも住民投票を行う前提で、支えていく後押しとして別の条例をつくるということである。

部会員c

事案ごとに別な条例で定めますというのは、基本的な住民投票を実施する規定は条例で定めて、そのほかの部分については、住民投票での条例でも定めつつ、個別の条文も定めるということか。

部会長

実施に必要な事柄になるので、住民投票での条例でも定めつつ、個別の条文も定める ということになる。常設型の条文は大変重要なところである。第17条第3項では結 果を尊重するものとし住民投票を推進する条文となる。

部会員 d

第 17 条第 2 項では、5 分の 1 の署名で住民投票ができ、5 分の 4 は署名していないので、提案が多くの住民の反するような提案だった時、住民投票を続行するのか。

部会長

とらえ方としては、5分の1の署名は多い数として重くとらえた。

部会長

サッちゃんのここがポイントにある。住民投票にあたって、必要な事項を別の条例で 定めることにより、事案ごとに最も効果的かつ効率的な住民投票を行うことができる という表記は良いと思う。

とらえ方としては、5分の1の署名は多い数として重くとらえた。サッちゃんのここがポイントにある、住民投票にあたって、必要な事項を別の条例で定めることにより、事案ごとに最も効果的かつ効率的な住民投票を行うことができるという表記は良いと思う。

住民投票により可決実行された案件の見直しは比べる対象の問題ではないか。

部会員e

第6条に町民の責任と果たさなければならないことが明記され、町民と行政の関係を明記していると考えている。お互いの人権や尊重を認め合うのも町民の責任であり、地域に関心を持って地域課題あたるのも町民の責任であり、歴史、文化、里地里山の環境を守る地域課題を解決するための責任をもちますという部分もあり、日本国に反するという事項は、第6条からすると町民の責任を負っていないことになる。自分の考えという自覚をもって発信し公共の福祉としても人権を無下に扱ったりするのではなく私利私欲のためのテーマになってきた。第6条を尊重し住民投票を行っていく。

部会長 | 住民投票できめたことは、間違っているとは限らない。

部会員 c

必ずしも尊重しないといけないのか。

部会員 a

住民投票の案件は、モラルの部分にもなる。

部会長

住民投票の案件は、住民の方次第という形になる。5年ごとの間隔に見直しを定める 方針にするよりは、意見の賛成反対が分かれた際に住民投票を行うべきではないか。 また、全般に係る意見の一つ目として、文化の記載ある条文に、スポーツの文言とバ ランスよくなるように考えてきた。第19条には、スポーツも芸術という言葉も入れ たかったが、歴史、文化という文言でまとめてしまった。

部会員 f

文化のなかにスポーツのイメージはつかめにくい面もある。

部会員g

歴史、文化のバランスを考え、第 19 条の表記にし、文化のなかのニュアンスにスポーツが入っているということか。

部会長

| 歴史、文化のニュアンスの中にスポーツがはいいていないという訳ではない。

部会員f

多くの方からの意見があったときに、またさらに慎重に検討すべきではないか。

部会長

文化の表記の中に、スポーツも組んでいるということで考えていくことにする。

サシバの里基本条例という名前についてはどうか。

部会員 h

先例のある芳賀町と益子町にならうと、似せて作ったと思われるの特色があって良い のではないか。

部会長

特色を出していきたいところである。

公益通報について条文追加はどうだろうか。

部会員 e

公益通報は、行政サイドになるのか。もしくは、町民サイドになるのか。

部会長

行政サイドになる。

部会員c

真岡市には公益通報の条文がある。

部会長 行政サイドになると内部告発になる。第10条の町政が適正に運営されているか評価 に留めて考えていく。

合理的な立法事実として、条例を制定する必要性・正当性や立案された条例の合法性・適応性という表現は、難しいところであるが、表現しないという考えたうえで、自治基本条例をつくっており、憲法になると政治的な動きにもなる。町の中心として考えていきたい事項である。法律があるからというと自治基本条例は地方自治での手作りのものとなり、考慮していくと作れなくなってくる。

先例の資料を調べ、良例も悪例も参照して検討してきた。

地方自治法を承知の上、自治基本条例を作り上げてきた。

個別条例の体系化は検討しては来なかった。

**部会員i** 具体的に個別条例はどのようなものがあるのか。

部会長 ┃ 個別にあげていくとなると数すらわからない。

事務局 個別条例を体系化したうえで、条文のなかで何を包括し意識して作成してきたのか聞きたいのではないか。

部会長│個別条例はたくさんあり、それぞれの個別の条例を意識して作成してきた。

**部会員 a** ┃ 個別条例は自治体の基本であり、市貝町のホームページにも載せている。

部会長 最後の意見である、検討委員会の提言書提出後、パブリックコメントの実施や、条例 案の町議会への提出の手順を踏むのか。とあったが、その手順をふみつつ現在に至っている

#### (2) 逐条解説(案)の検討について

部会長 条文は柔らかい表現になっており、逐条解説もわかりやすくまとまっている。サッちゃんのここがポイントという内容もすごくいいものである。

部会員 b |サッちゃんのここがポイントのなかに、文化やスポーツを入れるのはどうか。

部会長 ポイントの解説のなかに入れていきましょう。分かりやすくてよくなる。町民と住民 の定義はどうするか。

**部会員 b** | 住民と町民の違いは、第7条にあるのでこれ以上明記しなくても大丈夫ではないか。

部会長 | 第7条のポイントも書いてあり、これ以上の明記は十分である。

事務局 | イメージやアイディアがあったら考えを教えていただきたい。

部会長 条例まで細かく書いていくと逐条解説が必要となる。市貝町の条例はシンプルに出来 ているので、逐条解説は書きづらいの現状で限られたなかで条例を作るのは難しい。

部会員 e | サッちゃんのポイントのまとめが、角ばって硬いイメージになっている。

部会長 デザインは重要であり見え方に関わる。丸みを帯びたデザインがいいのではないか。

事務局 | 仮の形で仕上げてきたところである。

部会長 空いているスペースを空欄にして、色んな方に考えてもらえるように、問いかけの欄 を考えていくのはどうか。ページごとにパターンをいろいろ考えると、子どもでも飽 きずに読み進めることができる。

**部会員 h** │ 会話形式のQ&A形式をまるまる空いているところのスペースにどうか。

部会長 スペースの空いているところは、子ども向けにメモ欄でもいいのではないか。また、 一言付けたし、その後の流れは各個人のコメントを書いてもらうスペースでも良い。

**部会員g** バランスよく空欄を埋めるというよりは、質問のあるところ、聞きたいところ、考え させる条文があるときに、空欄を多めに設けるのはどうか。

**部会員 e** 色盲の方も対象に、資料のなかのバリアフリーとして色のニュアンスが青に黒色だと 黒色になってしまう。色の配色も気にかけていかないといけない。

部会長 色については、調べて薄い水色はどうか。また、デザインとして余白が多く、そのな かに文字がポツンとあるデザインもインパクトはある。

部会員 d | まるまる空いているページでピックアップした質問を載せていくのはどうか。

部会員 f 大きさはA4にするか。またポイントの中身が後半になるにつれ、だんだん難しくなっている。

部会長 1条ずつ質問欄があってもよい。質問を受けていろいろ検討していきたい。

部会員 d 1条ずつだとしつこくなるので、最後にまとめて書くのはどうだろうか。

部会長 │ 意見の集約するためにも、宿題として次回までにアイディアを求めてみます。

- (3) 自治基本条例フォーラム第2部パネルディスカッションのテーマについて 「(市貝町の知識を抜かして)自治基本条例を作った後、具体的にまちづくりで何を進めていきたいか。」
- (4)次回(6/28(木)第10回作業部会)の議題について逐条解説とデザイン(用紙の大きさ・レイアウト)についての意見交換
- 4 その他(事務局)
- 5 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。

## 会議の様子

